

# 記入例

様式第1号（第6条関係）

令和3年10月20日

## 境港市事業者応援給付金支給申請書兼請求書

境港市長 様

法人にあつては代表者印  
個人事業主にあつては代表者の個人印

(申請者) 郵便番号 684-8501  
住所 境港市上道町3000番地  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ ● ● だいひょうとりしまりやく ○ ○ ○ ○  
氏名 株式会社 ● ● 代表取締役 ○ ○ ○ ○ 印  
(法人・団体については、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)  
担当者名 総務課 △△  
電話番号 0859-47-1056

個人事業主の場合は  
自宅住所を記入

日中連絡の取れる連絡先を  
記入（携帯でも可）

境港市事業者応援給付金の支給を受けたいので、境港市事業者応援給付金支給要綱第6条の規定により、下記のとおり申請（請求）します。

記

- 申請（請求）金額 100,000 円
- 売上減少の申告（以下の下線部に記載してください）
  - 売上が30%以上減少した月（対象月）：令和3年8月
  - 対象月の売上金額：210,000円
  - 前年（前々年）同月の売上金額：350,000円
  - 業種・事業内容：飲食業（店舗名：レストラン ××）

対象月が令和3年8月の場合、前年（令和2年8月）の売上金額と比較。

ただし、令和2年8月は既に新型コロナウイルスの影響を受けており、売上減少が30%に満たない場合は前々年（令和元年8月）の売上と比較し、30%以上減少していれば可。

○給付金振込口座（申請する事業者又は事業主の口座に限る。）

金融機関名	<u>銀行</u> 境港市 金庫 農業協同組合	支店名	<u>支店</u> 上道 出張所 支所
預金種別	<u>普通</u> ・ 当座	口座番号	<u>1234567</u>
口座名義	(フリガナ) <u>カ) ● ● ダイヒョウトリシマリヤク ○ ○ ○ ○</u> <u>(株) ● ● 代表取締役 ○ ○ ○ ○</u>		

○添付書類  
宣誓・同意書（様式第2号）

令和3年10月20日

## 宣誓・同意書

境港市長様

法人にあっては代表者印  
個人事業主にあっては代表者の個人印

(申請者) 住所 境港市上道町3000番地  
(法人・団体については、本社・本店の所在地)  
(ふりがな) かぶしきがいしゃ●● だいひょうとりしまりやく 〇〇 〇〇  
氏名 株式会社●● 代表取締役 〇〇 〇〇 印  
(法人・団体については、法人・団体の名称及び代表者の役職・氏名)

生年月日 昭和34年5月6日法人の場合は、  
代表者の生年月日を記入

記

1 境港市事業者応援給付金（以下「本給付金」という。）の申請にあたり、次の事項について宣誓します。

(1) 以下の支給要件をすべて満たしていること。

<支給要件>

- ①事業により事業収入（売上）を得ており、令和3年7月から同年11月までにおいて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、事業収入（売上）が前年又は前々年同月比で30%以上減少した月がある。
- ②境港市内に本社又は本店となる事業所を有する中小企業者（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。）に該当する個人事業主又は会社である。
- ③境港市税に滞納（新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、境港市税条例（昭和30年境港町条例第6号）の規定による徴収猶予の許可を受けた者を除く。）がない。
- ④法人市民税の確定申告又は個人の場合は当該事業に係る所得の申告をしている。
- ⑤雇用がある場合は、雇用を維持する意思がある。
- ⑥事業継続の意思がある。
- ⑦新型コロナウイルス感染症の感染予防、感染拡大防止策の徹底を図る。

裏面についても、ご確認の上、  
申請者欄に記名・押印してください。

(2) 以下の不支給要件のいずれにも該当していないこと。

<不支給要件>

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- ②宗教上の組織又は団体
- ③境港市暴力団排除条例（平成23年境港市条例第14号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者

(3) 記載事項や証拠書類等に、虚偽の記載や書類の偽造がないこと。

2 本給付金の申請にあたり、次の事項について同意します。

- (1) 支給対象者名義及び代表者個人名義の境港市税の申告及び納付状況について、境港市が調査し、その結果を支給決定に利用すること。
- (2) 不正が判明した場合には、本給付金の給付を受けていない場合は本給付金の給付を受けることを辞退し、既に本給付金の給付を受けていた場合は、速やかに返還すること。

※本書は、本給付金の支給決定のために使用し、それ以外の目的には使用しません。